

2025 年 12 月 9 日改定

宝カードビジネス会員特約

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員およびカード使用者等に対し、「宝カードビジネス ポイントシステム規定」(以下「ポイント規定」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)の「法人会員規約(ビジネスカード用)」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコスと宝グループを統轄する宝交通株式会社(以下「宝グループ」といいます。)との提携にもとづき、カード会社が発行する次のクレジットカードをいいます。
●宝カードビジネス
2. 入会を申込む法人等または個人事業主および当該法人等または個人事業主により選定された会社の役員、社員もしくは個人事業主本人は、本特約、ポイント規定および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、カード会社および宝グループ(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が入会を承認した会員およびカード使用者等は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。)と宝グループの会員資格(以下「宝グループ会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員またはカード使用者等に宝グループの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等宝グループ会員資格を有するに不適当であると認められた場合、宝グループは、何らの通知、催告を要しないで当該会員またはカード使用者等の宝グループ会員資格を取消することができるものとします。これにより会員が宝グループ会員資格を喪失した場合、そのカード使用者等も当然に宝グループ会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が宝グループ会員資格を喪失した場合、カード会社は、当該会員のカード会社会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、宝グループ会員資格も当然に喪失するものとします。

4. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、会員は、宝グループまたはカード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員またはカード使用者等は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員またはカード使用者等は、宝グループが提供する特典およびサービスを受ける場合、宝グループ所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

第6条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	ゴールド 会員	一般会員
カード使用者等1名の場合	11,000 円	1,375 円
カード使用者等2人目より 1名につき	2,200 円*	1,375 円*

* 2人目以降のカード使用者等の年会費は、1人目のカード使用者等の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、2人目以降のカード使用者等の年会費は、カード使用者等として入会後から1人目のカード使用者等の年会費請求月までの間は生じないものとします。

2025年12月9日改定

宝カード「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、法人会員規約(ビジネスカード用)上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または宝カードビジネス会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

同意者は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情

報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ① 入会申込時や入会後に同意者が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ)。
- ② 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。
- ③ 本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。

提携先名称:宝交通株式会社

住 所:〒456-0031 名古屋市熱田区神宮4-7-27 宝18ビル

電 話 番 号:052-683-1111(代)

利 用 目 的:①宝交通株式会社およびそのグループ会社*の道路旅客運送業、不動産賃貸業・管理業、保険業、機械器具小売業、自動車整備業、宿泊業、飲食店、娯楽業事業における市場調査、商品開発。

②宝交通株式会社およびそのグループ会社の道路旅客運送業、不動産賃貸業・管理業、保険業、機械器具小売業、自動車整備業、宿泊業、飲食店、娯楽業事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

*グループ会社は、以下のHPでご確認いただけます。

<https://www.takara-group.co.jp/>

第 3 条(利用中止の申出)

同意者が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、カード会社または提携先に中止を申出た場合、カード会社および提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、カード会社もしくは提携先にご連絡ください。

第 4 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 同意者は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

宝カードビジネス ポイントシステム規定

第1条(規定の目的)

本規定は、宝グループを統轄する宝交通株式会社(以下「宝グループ」という。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)および三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下「指定カード会社」という。)とが提携して、三菱UFJニコスまたは指定カード会社(以下これらのいずれかを「カード会社」という。)が発行する「宝カードビジネス」(以下「本カード」という。)の利用に応じ、宝グループが、カード会社および宝グループが入会を認めた法人等または個人事業主である本カードの会員(以下「会員」という。)に対し提供する特典(以下「宝カードビジネスポイントシステム」という。)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条(宝カードビジネス ポイントシステム)

1. 宝カードビジネス ポイントシステムとは、会員が宝グループから所定のサービスを受け取ることができる制度です。サービスは、本カードにより信用販売を受けられる商品、役務等の購入金額(以下「カード利用代金」という。)に応じて、宝グループから付与されるポイント(以下「ポイント」という。)の残高にもとづき計算されます。
2. 本カードの会員資格を喪失した場合は、宝カードビジネス ポイントシステムを使用することはできません。
3. カード会社が行うカード会社のポイントプログラムのサービスは、本カードではサービスを受けることはできません。

第3条(ポイントの付与)

1. 会員に発行されるご利用明細書に記載される新規カード利用分のうち、キャッシングサービス、各種ローン、カード会社の年会費、保険掛金その他所定の支払いを除いた合計金額に対しポイントを付与します。
2. 宝グループは、特定の会員に対して別途ボーナスポイントを付与することができます。
3. 宝グループは、会員に付与するポイントの上限を定めることができます。
4. ポイントは、毎月15日にカード会社所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、宝グループが定めた所定日に会員に付与します。

第4条(ポイント付与取消)

会員の商品、役務等の購入取消・返品により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも宝グループ所定の方法により取り消されるものとします。

第5条(ポイントの計算)

会員のポイントは、毎月15日にカード会社所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、次の通り計算され、①、②、③の合計ポイントが付与されます。

- ①カード利用代金の合計額(1,000円未満は切捨て)に対して、1,000円につき、宝グループ所定の率を乗じて得られるポイント。

②宝グループでのカード利用代金の合計額(1,000円未満は切捨て)に対して、1,000円につき、宝グループ各社所定の率を乗じて得られるポイント。

③第3条第2項に定めるボーナスポイント。

第6条(ポイントの蓄積期限)

ポイントは本カードの入会から1年間蓄積し、第8条に定めるポイント還元後、1,000ポイント未満は次年度へ繰り越します。

第7条(会員へのポイントの連絡)

1. 第5条にもとづき計算されたポイント残高等は、会員に送付されるご利用明細書上に記載されます。
2. 会員は、宝グループ各社またはカード会社に問い合わせることにより、その所定の営業時間中ならいつでもポイント残高を確認することができます。

第8条(ポイントの還元)

1. 本ポイントサービスでは、毎年宝グループが定める一定月に蓄積ポイント数が1,000ポイント以上の場合、自動的に宝グループが指定した商品の還元を受けることができます。ただし、ポイント還元の時点で会員資格を有している場合に限りです。
2. 会員へ宝グループが指定した商品の還元を行った場合、還元月の月末に会員に送付されるご利用明細書上に減算後のポイント数として記載します。

第9条(カードの切替)

会員が本カードの他の種類の本カードに切り替えた場合、切り替え時に有効であったポイントは、他の種類の本カードのポイントとして引き続き有効とします。ただし、会員の種類を変更する場合は、ポイントの引継ぎはありません。

第10条(ポイントの消滅)

会員が理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されているポイントは、すべて失効するものとします。

第11条(宝グループからの委託)

会員は、ポイントの付与、蓄積、告知などに関する事務処理を宝グループからの委託にもとづき、カード会社が行なうことをあらかじめ承認するものとします。

第12条(宝カードビジネス ポイントシステムに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、還元など会員の宝カードビジネス ポイントシステムに関する疑義は、宝グループの決するところによるものとします。

第13条(終了・中止・変更等)

宝グループは予告なしに、いつでも宝カードビジネス ポイントシステムを終了もしくは、中止し、または内容を変更することができるものとし、会員はあらかじめその旨承認するものとします。